

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	文化財保護事業補助金			補助金番号	15-1	
所管部署	観光にぎわい部 文化財課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市文化財保護条例、枚方市文化財保存事業補助金交付要綱					
交付の目的	市民共有の財産である市指定文化財について、適切な保存管理を行うことを目的とする。					
補助対象経費	① 有形文化財の修理・防災設備設置費用等 ② 文化財の管理・保存					
補助率・補助額	① 50%以内、5,000万円を限度 ② 定額補助(建造物40,000円、建造物以外20,000円)					
交付先	市指定文化財所有者(法人を含む)					
開始年度	平成8年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	340	340	340	340
決算額	340	340	340	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	340	340	340	

(件)

交付実績	14	14	14	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市民共有の財産である市指定文化財について適切な保存管理を行うことを目的としている。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標である、「地域資源を生かし人々の交流が盛んなまち」とするために、市域内に存する文化財の保護は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和3年度は、市指定文化財の定額の管理・保存にかかる補助対象14件のうち、すべてが補助金の交付を受けた。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	文化財の適正管理ができています。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	補助金交付の目的である適切な保存管理のために必要とされる措置は文化財ごとに異なり、日常的に管理を行っている所有者に交付することにより、適正かつ効果的に対応できる。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	市指定文化財に指定しようとするときは、学識者等で構成する枚方市文化財保護審議会の諮問を経なければならない。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市文化財保存事業補助金交付要綱第3条の規定により、交付金額が設定されており、全額補助となっていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助率は他市を参考にし、補助限度額は建造物の修理を想定している。また、年間の管理・保存にかかる経費を算定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	事務概要等で公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	有形文化財の修理・防災設備設置費用等、または文化財の管理・保存費用を補助対象としている。
	交付団体の財政状況等を動かし補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	文化財の保存および修理又は復旧の際には多額の経費を要するため。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
定額の補助金は、所有者または管理者が適切な文化財の適切な保存・管理を継続的に行うため、必要不可欠である。また、自然災害等による突発的な破損や経年劣化による修復等には、所有者に多額の負担をかけることになる。市指定文化財は、市民共有の財産であることから、良好な状態を保っていくためには市の補助が不可欠であり、指定解除等を行う場合を除き、終期を設定することは難しい。	市文化財に指定する際、十分な検討を行う。機会があるごとに、所有者または管理者によって、市指定文化財の適切な管理がなされているかどうか、市職員が直接確認していく。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	市指定文化財は、本市の歴史・文化にとって重要なもので、後世に伝えるべきものである。しかし、長い年月を経た文化財のなかには破損しやすいものもあり、また、代替品のない唯一のものであるため、保存管理には特段の配慮が必要となる。そのため、経年劣化を最小限に抑えるために必要な保存管理について、継続的な補助が必要である。また、平成30年度の大阪北部地震や台風21号のような突発的な自然災害や、経年劣化による破損等には文化財としての特殊な修復が必要であり、多額の負担が所有者にかかる。市民共有の財産である指定文化財を将来に亘って良好な状態に保つことは、市民の市の歴史に対する誇りや郷土愛を醸成することに資する。市の補助によって所有者の負担を軽減することで、所有者が安心して文化財の良好な状態を保っていくことができる。他に代替となるような補助制度はなく、現状のままの市の補助制度の継続が必要である。
対応完了・廃止予定時期	